

広情個審第32号
令和6年8月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年6月28日付け広島市指令障自第96号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第356号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年6月28日付け広島市指令障自第96号の諮問事案（諮問第356号事案）

令和4年12月7日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和5年1月25日付け広島市指令障自第530号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年2月23日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定により部分開示した「文書指導に対する改善報告書について」及び「障害者総合支援法に基づく行政指導について」について、「4 審査会の判断理由」で示したとおり、その一部を開示すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

原処分を取り消し全面開示を求める。

(2) 審査請求の理由

悪い事をした施設は社会的制裁を受けるのは当然である。

仮に悪事が軽微なものであったとしても、施設名はともかくその答えすら非開示なのはあまりにも施設側の利益を守りすぎで障害者の側を軽く扱いすぎではないか。

広島市の行政指導以外の施設側の情報を全て不開示とした決定については、ここまでいくと情報公開請求そのものの意味をなくし有名無実化するもので極めて不当と言わざるを得ない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に関する対象公文書は、不適切な運営が確認された指定障害福祉サービス事業者に対する行政指導の内容、その基となった経緯及び行政指導に対する事業者からの改善報告により

構成されている。

対象公文書の記載のうち、不開示とした箇所は、個人の氏名や私印の印影等で、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（広島市情報公開条例の一部を改正する条例（令和5年広島市条例第5号）による改正前の広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号該当）及び事業者名や改善事項に関する措置の実施状況等で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められる情報（条例第7条第2号該当）である。

対象公文書には、当該行政指導を行うこととなった経緯も含まれており、特定の個人の氏名等が公になれば、特定の個人が識別され、又は当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に基づき不開示としたものである。

また、当該指定障害福祉サービス事業者に対する指導は、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的としており、事業者に適正な事業運営を行わせるべく実施するものであるところ、事業者名や指導の内容等が公になれば、事業者に対する信頼度の低下を招き、事業運営にも支障を来すおそれがあり、ひいては、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の規定に基づき不開示としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

(4) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、請求人からの令和4年12月7日付け公文書開示請求に対し実施機関が行った本件部分開示決定に関する「文書指導に対する改善報告書について（以下「公文書1」という。）」及び「障害者総合支援法に基づく行政指導について（以下「公文書2」という。）」である。

以下、公文書1及び公文書2の不開示事由該当性について、検討する。

(5) 「公文書1」の不開示部分について

公文書1は次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 指摘事項改善報告書の提出について
- c 別紙A
- d 別紙B-1

- e 別紙B-2
- f 添付C
- g 別紙D-1
- h 別紙D-2

ア 広島市起案用紙

「広島市起案用紙」の不開示部分は法人名、代表者の氏名及び事業所名であり、当該情報を公にすると、行政指導を受けた当該法人が特定されるため、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 指摘事項改善報告書の提出について

「指摘事項改善報告書の提出について」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 法人名及び代表者の氏名・印影
 - ・ 改善事項に関する措置の実施状況
 - ・ その他事項
- (ア) 「法人名及び代表者の氏名・印影」は、4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- (イ) 改善事項に関する措置の実施状況等について、実施機関は、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるとして条例第7条第2号に該当するため不開示としたと主張する。
- また、実施機関は指導の内容等が公になれば、事業者に対する信頼度の低下を招き、事業運営にも支障を来すおそれがあり、ひいては、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の規定に基づき不開示としたとも主張する。
- 当審査会が見分したところ、「改善事項に関する措置の実施状況」には、当該サービス利用者の氏名及び実施機関から指導を受けた事業者の指摘事項に対する対応が記載されていた。
- 当該サービス利用者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められるが、その他の記載については、公にしても、当該法人が特定されることはないことから、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するとは認められないため、条例第7条第2号の不開示理由は認められない。
- (ウ) 「その他事項」には、「改善事項に関する措置の実施状況」に記載されていた者と同じ者の氏名が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められるが、その他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められな

い。また、4 (5)イ (イ) のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。

- (エ) 以上のことから、法人名及び代表者の氏名・印影を条例第7条第2号により、当該サービス利用者の氏名を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

ウ 別紙A

別紙Aは全てが不開示となっている。

- (ア) 当審査会が見分したところ、別紙Aは、障害福祉サービスを利用する利用者ごとに作成される支援計画に関する文書であり、当該文書には、当該サービス利用者の氏名、当該支援計画作成者の氏名及び事業所名等が記載されていた。
- (イ) 当該サービス利用者の氏名及び当該支援計画作成者の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第1号の不開示理由が、事業所名は4 (5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- (ロ) 別紙Aのその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報は認められないが、障害福祉サービスを利用する一人一人に応じて個別に作成された支援計画に係る記載がされており、これは、通常、個人のプライバシーに関する情報と認められ、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報であることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- (ハ) 以上のことから、当該サービス利用者の氏名、当該支援計画作成者の氏名及び事業所名を除くその他の記載を条例第7条第1号により、事業所名を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 別紙B-1

別紙B-1は全てが不開示となっている。

- (ア) 当審査会が見分したところ、別紙B-1には、施設・地域における障害者虐待防止に係るチェックリストが記載されていた。
- (イ) 当該リストには、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4 (5)イ (イ) のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。
- (ロ) したがって、実施機関は当該文書を開示すべきである。

オ 別紙B-2

別紙B-2は全てが不開示となっている。

- (ア) 当審査会が見分したところ、別紙B-2は、研修の予定に関する文書であり、事業所名、研修名、研修の予定日及び研修の予定会場が記載されていた。
- (イ) 事業所名は4 (5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

- (ウ) 別紙B-2のその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。
- (エ) したがって、事業所名を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

カ 添付C

添付Cは全てが不開示となっている。

- (ア) 当審査会が見分したところ、添付Cは、苦情申立先及び協力医療機関に関する文書であり、苦情申立先、苦情申立先の所在地・電話番号及び個人の氏名が記載されていた。
- (イ) 個人の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- (ウ) 苦情申立先の一つである苦情解決委員会の連絡先は行政指導を受けた当該事業所の連絡先に関する記載であることが確認できた。

したがって、当該情報を公にすると、事業所が特定されることから、4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

- (エ) 苦情申立先に係るその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。
- (オ) 協力医療機関に係る記載は、原本には医療機関名、所在地等が記載されていると思われるが、写しである当該記載には、それらが確認できないため、当該情報を公にしても事業所が特定されることはない。

したがって、条例第7条第2号の不開示理由は認められない。

- (カ) 以上のことから、個人の氏名を条例第7条第1号により、苦情申立先の一つである苦情解決委員会の連絡先を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

キ 別紙D-1

別紙D-1は全てが不開示となっている。

- (ア) 当審査会が見分したところ、別紙D-1には、非常災害に関する災害時の行動マニュアル、外部機関等への緊急連絡先一覧表及び緊急時連絡網が記載されていた。
- (イ) 緊急時連絡網には、個人の氏名が記載されており、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- (ウ) 外部機関等への緊急連絡先一覧表、災害時の行動マニュアル中の地図及び広告は、当該情報を公にすると、地域が判明し、事業所が特定されることから、条例第7条第2号の不開示

理由が認められる。

(エ) 別紙D-1のその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。

(オ) 以上のことから、緊急時連絡網を条例第7条第1号により、外部機関等への緊急連絡先一覧表、災害時の行動マニュアル中の地図及び広告を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

ク 別紙D-2

別紙D-2は全てが不開示となっている。

(ア) 当審査会が見分したところ、別紙D-2は、避難訓練の予定に関する文書であり、事業所名が記載されていた。

(イ) 事業所名は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

(ウ) 別紙D-2のその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。

(エ) したがって、事業所名を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

(6) 「公文書2」の不開示部分について

公文書2は次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 適正な事業所運営について（通知）
- c 別紙
- d 行政指導を行うに当たり実施機関が作成した資料
- e その他添付資料

上記文書のうち、cは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市起案用紙

「広島市起案用紙」の不開示部分は法人名、代表者の氏名及び事業所名であり、当該情報は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

イ 適正な事業所運営について（通知）

「適正な事業所運営について（通知）」の不開示部分は、法人名、代表者の氏名及び事業所名であり、当該情報は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

ウ 行政指導を行うに当たり実施機関が作成した資料

行政指導を行うに当たり実施機関が作成した資料は全てが不開示となっている。

- (ア) 当審査会が見分したところ、行政指導を行うに当たり実施機関が作成した資料は、障害福祉サービスの利用者から実施機関に寄せられた苦情の概要、苦情を申し立てているサービス利用者の主張及び実施機関の対応方針が記載された文書であり、苦情を申し立てた者の氏名及び苦情を申し立てられた事業所名が記載されていた。
- (イ) 苦情を申し立てた者の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第1号の不開示理由が、事業所名は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- (ウ) 行政指導を行うに当たり実施機関が作成した資料のその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。
- (エ) 以上のことから、苦情を申し立てた者の氏名を条例第7条第1号により、事業所名を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

エ その他添付資料

その他添付資料は全てが不開示となっている。

当審査会が見分したところ、その他添付資料は、苦情を申し立てているサービス利用者の内心や実施機関に対する要望が記載された文書（以下「文書A」という。）、当該サービス利用者のサービス提供時間等が記載された文書（以下「文書B」という。）、当該サービス利用者の支援計画が記載された文書（以下「文書C」という。）及び当該サービス利用者に提供されたサービスの内容等が記載された文書（以下「文書D」という。）であった。

(ア) 文書A

- a 文書Aには、苦情を申し立てられた法人の代表者の氏名・事業所名及び当該事業所の従業員の氏名が記載されており、従業員の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第1号の不開示理由が、法人の代表者の氏名・事業所名は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- b 文書Aのその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報は認められないが、苦情を申し立てているサービス利用者の内心等が記載されており、これは個人の人格と密接に関連した情報であり、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきで、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報であることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- c 以上のことから、文書Aを条例第7条第1号及び第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 文書B

- a 文書Bは、障害福祉サービス利用者へのサービス提供時間等を記載した記録票であり、当該文書には、当該サービス利用者の氏名・印影及び受給者証番号並びに事業所名及び事業所番号等が記載されていた。
- b 当該サービス利用者の氏名・印影及び受給者証番号は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であることから条例第7条第1号の不開示理由が、事業所名及び事業所番号は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- c 文書Bのその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。
- d 以上のことから、文書Bのうち、当該サービス利用者の氏名・印影及び受給者証番号を条例第7条第1号により、事業所名及び事業所番号を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

(ウ) 文書C

- a 文書Cは、障害福祉サービスを利用する利用者ごとに作成される支援計画に関する文書であり、当該文書には、当該サービス利用者の氏名、サービス管理責任者の氏名・印影並びに事業所名及びファックスの送受信時に表記される印字等が記載されていた。
- b 当該サービス利用者の氏名及びサービス管理責任者の氏名・印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第1号の不開示理由が、事業所名は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- c ファックスの送受信時に表記される印字のうち、ファックスの送信元はこれを公にすると、地域が判明し、事業所が特定されることから、条例第7条第2号の不開示理由が認められる。
- d 文書Cのその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報は認められないが、障害福祉サービスを利用する一人一人に応じて個別に作成された支援計画に係る記載がされており、これは、通常、個人のプライバシーに関する情報と認められ、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報であることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- e 以上のことから、文書Cを条例第7条第1号及び第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 文書D

- a 文書Dは、当該サービス利用者に提供されたサービスの内容等が記載された文書であり、当該文書には、当該サービス利用者の氏名、個人の氏名、サービス管理責任者の印影及び事業所名等が記載されていた。
- b 当該サービス利用者の氏名、個人の氏名及びサービス管理責任者の印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第7条第1号の不開示理由が、6月16日の作業内容に係る地名と思われる記載は地域が判明し事業所が特定されることから、当該情報及び事業所名は4(5)アのとおり条例第7条第2号の不開示理由が、それぞれ認められる。
- c 文書Dの支援内容に係る記載（個人の氏名を除く）及び6月28日の作業内容に係る記載には、特定の個人を識別することができる情報は認められないが、当該サービス利用者に関する障害福祉サービスに係る個別具体的な支援内容及び当該サービス利用者の心情が記載されており、これらは、通常、個人のプライバシーに関する情報と認められ、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報であることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- d 文書Dのその他の記載には、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は認められない。また、4(5)イ(イ)のとおり実施機関が主張する条例第7条第2号に該当する不開示理由も認められない。
- e 以上のことから、文書Dのうち、サービス利用者の氏名、個人の氏名、サービス管理責任者の印影、支援内容に係る記載及び6月28日の作業内容に係る記載を条例第7条第1号により、事業所名及び6月16日の作業内容に係る地名と思われる記載を条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、その余については不開示理由が認められないため開示すべきである。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 6 . 2 8	広島市指令障自第 9 6 号の諮問を受理（諮問第 3 5 6 号で受理）
R 6 ・ 1 ・ 2 6 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 2 ・ 2 1 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 3 ・ 2 2 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 4 ・ 2 6 (第 4 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 5 ・ 3 1 (第 5 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 6 ・ 2 8 (第 6 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 7 ・ 2 6 (第 7 回審査会)	第 2 部会で審議
R 6 ・ 8 ・ 2 3 (第 8 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 誠 治	㈱中国放送報道制作局長
栗 原 理	広島消費者協会会長
日 山 恵 美 (部会長)	広島大学大学院教授
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授